

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第44号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(用語)</u></p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>		
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>			<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>		
税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書	税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）	略	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）	略

改正前			改正後		
	<p>第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の33第2項</u>若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</p>			<p>第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の31第2項</u>若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</p>	
不動産取得税	<p>法人にあつては法第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の33第2項</u>若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度</p>	略	不動産取得税	<p>法人にあつては法第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の31第2項</u>若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度</p>	略

改正前			改正後		
	分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日			分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
略			略		
第3条～第5条 略			第4条～第6条 略		
附 則			附 則		
1～4 略			1～4 略		
			5 <u>令和3年4月1日から条例第2条第2号に規定する市町村計画が定められた日から起算して30日を経過する日までの間に第3条に規定する課税免除の申請期限が到来する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の申請期限は、同条の規定にかかわらず、市町村計画が定められた日から起算して30日を経過する日とする。</u>		
様式第1号（第2条関係）			様式第1号（第3条関係）		
略			略		
① 課税 免除を受けようとする事業所	略	略	① 課税 免除を受けようとする事業所	略	略
	<u>過疎地域の公示日</u>	略		<u>市町村計画の策定日</u>	略
	略			略	
	<u>新設又は増設の別</u>	<u>新設・増設</u>		<u>取得等の別</u>	<u>取得・製作・建設・改修</u>
				<u>新設又は増設の別</u>	<u>新設・増設</u>
② <u>新設又は増設をした</u>		略	② <u>取得等をした特別償</u>		略

改正前		改正後	
特別償却設備の取得価額の合計額		却設備の取得価額の合計額	
略		略	
<p>注 1 略</p> <p>2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(1)、(2)、(7)、(8)及び(10)は、先に事業税の課税免除申請書又は不動産取得税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。</p> <p>(1) <u>新設又は増設</u>をした特別償却設備の取得価額等の明細書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び<u>新設又は増設</u>をした特別償却設備の配置見取図</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>3 略</p> <p>記載上の注意</p> <p><u>1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める欄は、記載する必要はありません。</u></p> <p>(1) <u>法人の事業税の課税免除を申請する場合 ④の欄及び⑤の「個人」の欄</u></p> <p>(2) <u>製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)に係る個人の事業税の課税免除を申請する場合 ④の欄及び⑤の「法人」の欄</u></p> <p>(3) <u>畜産業又は水産業に係る個人の事業税の課税免除を申請する場合 ②の欄、③の欄及び⑤の「法人」の欄</u></p>		<p>注 1 略</p> <p>2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(1)、(2)、(7)、(8)及び(10)は、先に事業税の課税免除申請書又は不動産取得税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。</p> <p>(1) <u>取得等</u>をした特別償却設備の取得価額等の明細書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び<u>取得等</u>をした特別償却設備の配置見取図</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>3 略</p> <p>記載上の注意</p>	

改正前	改正後																																					
<p>2 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 ①の「新設又は増設の別」の欄には、<u>租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超の者のみ記載してください。</u></p> <p>3 ②の欄及び③の欄には、<u>畜産業又は水産業に係る個人の事業税の課税免除を申請する者は、記載する必要はありません。</u></p> <p>4 ④の欄には、<u>畜産業又は水産業に係る個人の事業税の課税免除を申請する者のみ記載してください。</u></p> <p>5 ⑤の「法人」の欄には、<u>法人の事業税の課税免除を申請する者のみ記載し、「個人」の欄には、個人の事業税の課税免除を申請する者のみ記載してください。</u></p>																																					
<p>様式第2号（第2条関係）</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p>																																					
<p>略</p>	<p>略</p>																																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>過疎地域の公 示日</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新設又は増設 の別</u></td> <td><u>新設・増設</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② <u>新設又は増設をした 特別償却設備の取得価 額の合計額</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所	略		<u>過疎地域の公 示日</u>	略	略		<u>新設又は増設 の別</u>	<u>新設・増設</u>	略		② <u>新設又は増設をした 特別償却設備の取得価 額の合計額</u>	略		略			<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>市町村計画の 策定日</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>取得等の別</u></td> <td><u>取得・建設・改修</u></td> </tr> <tr> <td><u>新設又は 増設の別</u></td> <td><u>新設・増設</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② <u>取得等をした特別償 却設備の取得価額の合 計額</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所	略		<u>市町村計画の 策定日</u>	略	略		<u>取得等の別</u>	<u>取得・建設・改修</u>	<u>新設又は 増設の別</u>	<u>新設・増設</u>	略			② <u>取得等をした特別償 却設備の取得価額の合 計額</u>	略		略		
① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所		略																																				
		<u>過疎地域の公 示日</u>	略																																			
		略																																				
		<u>新設又は増設 の別</u>	<u>新設・増設</u>																																			
	略																																					
② <u>新設又は増設をした 特別償却設備の取得価 額の合計額</u>	略																																					
略																																						
① 課税 免除を 受けよ うとす る事業 所	略																																					
	<u>市町村計画の 策定日</u>	略																																				
	略																																					
	<u>取得等の別</u>	<u>取得・建設・改修</u>																																				
	<u>新設又は 増設の別</u>	<u>新設・増設</u>																																				
略																																						
② <u>取得等をした特別償 却設備の取得価額の合 計額</u>	略																																					
略																																						

改正前		改正後	
注 1 略		注 1 略	
2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(3)及び(8)以外は、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。		2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(3)及び(8)以外は、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。	
(1) <u>新設又は増設</u> をした特別償却設備の取得価額等の明細書		(1) <u>取得等</u> をした特別償却設備の取得価額等の明細書	
(2) 略		(2) 略	
(3) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び <u>新設又は増設</u> をした特別償却設備の配置見取図		(3) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び <u>取得等</u> をした特別償却設備の配置見取図	
(4)～(9) 略		(4)～(9) 略	
3 略		3 略	
記載上の注意		記載上の注意	
1 略		1 略	
		2 <u>①の「新設又は増設の別」の欄には、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超の者のみ記載してください。</u>	
<u>2～5</u> 略		<u>3～6</u> 略	
様式第3号（第2条関係）		様式第3号（第3条関係）	
略		略	
① 課税免除を受けようとする事業所	略	① 課税免除を受けようとする事業所	略
	<u>過疎地域の公示日</u>		<u>市町村計画の策定日</u>
	略		略
	<u>新設又は増設の別</u>		<u>取得等の別</u>
			<u>取得・製作</u>

改正前		改正後	
		新設又は 増設の別	新設・増設
	略	略	
② 新設又は増設をした 特別償却設備の取得価 額の合計額	略	② 取得等をした特別償 却設備の取得価額の合 計額	略
略		略	
<p>注 1 略</p> <p>2 この申請書には、初年度に限り、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(8)及び(9)以外は、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。</p> <p>(1) <u>新設又は増設</u>をした特別償却設備の取得価額等の明細書</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び<u>新設又は増設</u>をした特別償却設備の配置見取図</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>記載上の注意</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 「課税免除の対象となる機械及び装置の評価額(エ)」には、</p>		<p>注 1 略</p> <p>2 この申請書には、初年度に限り、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(8)及び(9)以外は、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。</p> <p>(1) <u>取得等</u>をした特別償却設備の取得価額等の明細書</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び<u>取得等</u>をした特別償却設備の配置見取図</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>記載上の注意</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>①の「新設又は増設の別」の欄には、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超の者のみ記載してください。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 「課税免除の対象となる機械及び装置の評価額(エ)」には、</p>	

改正前	改正後
条例第2条第3号に規定する特別償却設備の評価額の合計額を記載してください。	条例第2条第6号に規定する特別償却設備の評価額の合計額を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定（第3条の表の改正規定を除く。）は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第26号）附則第2項に規定する課税免除については、この規則による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の例による。

3 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則等の一部改正)

4 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第2号）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(不均一課税の申請手続)			(不均一課税の申請手続)		
<p>第2条 条例第3条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について同表の中欄に掲げる不均一課税申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>			<p>第2条 条例第3条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について同表の中欄に掲げる不均一課税申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>		
税目	不均一課税申請期限	不均一課税申請書	税目	不均一課税申請期限	不均一課税申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72	略	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72	略

改正前			改正後		
	<p>条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u></p>			<p>条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u></p>	
不動産取得税	<p>法人にあつては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法</u></p>	略	不動産取得税	<p>法人にあつては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法</u></p>	略

改正前			改正後		
	第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日			第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日	
略			略		

5 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(課税免除等の申請手続)			(課税免除等の申請手続)		
第8条 条例第4条から第6条までの規定による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除等の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除等申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。			第8条 条例第4条から第6条までの規定による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除等の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除等申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。		
税目	課税免除等の申請期限	課税免除等申請書	税目	課税免除等の申請期限	課税免除等申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を	略	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を	略

改正前			改正後		
	<p>む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u></p>			<p>む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u></p>	
不動産取得税	<p>法人にあつては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を</u></p>	略	不動産取得税	<p>法人にあつては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を</u></p>	略

改正前			改正後		
	む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日			む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日	
略			略		

6 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成25年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(課税免除の申請手続)			(課税免除の申請手続)		
第2条 条例第3条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。			第2条 条例第3条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。		
税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書	税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
事業税	法人にあつては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用す	略	事業税	法人にあつては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用す	略

改正前			改正後		
	る場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u>			る場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</u>	
不動産取得税	法人にあっては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出す</u>	略	不動産取得税	法人にあっては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出す</u>	略

改正前			改正後		
	べき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日			べき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
略			略		

7 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成27年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(課税免除の申請手続)			(課税免除の申請手続)		
<p>第2条 条例第3条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>			<p>第2条 条例第3条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>		
税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書	税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準	略	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準	略

改正前			改正後		
	用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日			用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日	
不動産取得税	法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含	略	不動産取得税	法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含	略

改正前			改正後		
	む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日			む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
略			略		

8 地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例施行規則（平成27年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(課税免除の申請手続)			(課税免除の申請手続)		
<p>第2条 条例第3条第1項の規定による課税免除の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>			<p>第2条 条例第3条第1項の規定による課税免除の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</p>		
税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書	税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する	略	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する	略

改正前			改正後		
	<p>法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の33第2項</u>若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</p>			<p>法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の31第2項</u>若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</p>	
不動産取得税	<p>法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の33第2項</u>若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提</p>	略	不動産取得税	<p>法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は<u>第72条の31第2項</u>若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提</p>	略

改正前			改正後		
	出すべき日			出すべき日	
略			略		
(不均一課税の申請手続)			(不均一課税の申請手続)		
<p>第3条 条例第4条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所長に提出しなければならない。</p>			<p>第3条 条例第4条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所長に提出しなければならない。</p>		
税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書	税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書
不動産取得税	<p>法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1</p>	略	不動産取得税	<p>法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) 若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1</p>	略

改正前			改正後		
	項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日			項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
略			略		